

## 平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

## 調査研究課題（1次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	保育士試験合格者の就職状況等に関する調査研究
2	医療的ケアが必要な子どもへの支援体制に関する調査研究
3	多様な保育（夜間保育及び延長保育事業）の運営状況等に関する調査研究
4	多様な保育（一時預かり事業）の運営状況等に関する調査研究
5	保育所等の建物等の転用に関する調査研究
6	私立保育所の運営実態等に関する調査
7	放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究
8	放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のあり方に関する調査研究
9	放課後児童クラブのニーズ把握に関する調査研究
10	子育て支援員研修における e-ラーニングの受講方式の活用及び修了評価に関する調査研究
11	児童館等における「遊びのプログラム」の効果の検証・分析に関する調査研究
12	「改正児童館ガイドライン(仮称)」の理解を促すための調査研究
13	地域子育て支援拠点における「寄り添い型」支援の効果に関する調査研究
14	地域子育て支援拠点事業に従事する職員の資質向上研修に関する調査研究
15	地域子育て支援拠点の利用状況等に応じた職員配置と収支状況に関する調査
16	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員向け講習等に関する調査研究
17	児童養護施設等における子ども間で発生する問題の実態に関する調査研究
18	児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究
19	妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究

20	里親担当児童福祉司、一時保護所の児童指導員等及び市区町村要保護児童対策調整機関職員の勤務実態・業務内容に関する調査研究
21	児童相談所の実態に関する調査
22	一時保護の第三者評価に関する調査研究
23	要保護児童の通告の在り方等に関する調査研究
24	市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究
25	児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の効果的な実施方法に関する調査研究
26	リスクアセスメントツール等の利用と業務統計の見直しにかかる情報集約システムの構築に関する研究
27	「健やか親子21（第2次）」中間評価を見据えた調査研究
28	不妊症及び不育症における相談支援体制の現状及び充実に向けた調査研究
29	予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に関する調査研究
30	小さく産まれた赤ちゃんへの保健指導のあり方に関する調査研究
31	妊娠・出産に当たっての適切な栄養・食生活に関する調査
32	低出生体重による成人期生活習慣病を含めた疾病負担に関する研究

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 1	保育士試験合格者の就職状況等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保育士試験は、平成27年に国家戦略特区における地域限定保育士試験を実施したことを契機とし、平成28年から保育士試験が全国的に年2回実施されることとなり、平成27年度から平成28年度にかけて、年間の合格者数が5千人増加している。</p> <p>保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保する中において、保育士試験合格者の保育所等への就職状況等に関する現状を把握するとともに、保育士試験合格者が保育の担い手として定着するために必要な方策等について、調査・研究を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 保育士試験合格者の就職状況等に関する調査</p> <p>都道府県及び指定試験機関の同意の下、保育士試験合格者に対するアンケート調査を実施し、受験者の属性（年齢・性別等）や就業状況、保育所等への就業希望の有無等に関する調査を行う。</p> <p>なお、調査客体は、統計上有効な回答数を得ることを前提とした上、保育士試験合格者の1割（1,000人）程度から回答を得ることができる調査方法とすること。</p> <p>(2) 保育士資格の新規取得者が保育の担い手として定着するために必要な方策の研究</p> <p>保育士の業務の実態に関する専門的な知見を有する有識者や公的機関（都道府県、市区町村、職業安定所）において保育人材確保に従事する者、現に保育所等で就業している保育士、保育士資格の新規取得者から意見聴取を行った上、保育士資格の新規取得者が保育の担い手として定着するために必要な方策（就業前の職場体験やインターンシップの機会の提供等）の研究を行う。</p> <p>調査研究等を進めるにあたっては適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記(1)に関する調査結果及び(2)に関する研究結果をまとめた報告書</p> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 保育士対策係（内線4958）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題2	医療的ケアが必要な子どもへの支援体制に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>医療技術の進歩等を背景として、NICUなどの退院後も、経管栄養や喀痰吸引などの医療的ケアを行うことで、日常生活を営むことができる子ども（以下「医療的ケア児」という）が増加している。</p> <p>平成28年6月3日に施行された改正児童福祉法（平成28年法律第65号）では、地方公共団体においては、医療的ケア児の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされた。</p> <p>しかしながら、地方自治体においては、医療的ケア児の受け入れに当たって、具体的にどういった手法で支援を行うべきか、その対応に苦慮しているところであり、保育現場においても、医療的ケアを行うための体制整備ができていないことを理由に、受入れを断る事例などが生じている。</p> <p>このため、保育所等における医療的ケア児に対して、適切な支援を行うための手法の確立や体制整備等が必要であり、そのためのガイドラインを策定することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 「医療的ケア児への支援に関する研究会（以下「研究会」という）」を立ち上げ、先進的に医療的ケア児の支援を行っている地方自治体へのヒアリング調査等を行い、その取組内容や課題等についてとりまとめる。</p> <p>なお、ヒアリング調査については、厚生労働省において実施している「医療的ケア児保育支援モデル事業（以下「モデル事業」という）」を活用せずに、先進的に医療的ケア児への支援に取り組んでいる市町村を対象とし、モデル事業では必須としていない、①ニーズ把握、②受入調整の手法、③支援計画の策定等について重点的にヒアリングを行うものとする。</p> <p>※ 研究会のメンバーは、地方自治体の代表者や医療関係者（小児科医等）、有識者、関係団体等から構成することとし、保育課と協議の上決定する。</p> <p>※ ヒアリング対象は、概ね30市町村とする。ただし、とりまとめにあたっては、モデル事業の結果等（厚生労働省子ども家庭局保育課（以下「保育課」という）より提供）も踏まえること。</p> <p>(2) ヒアリング調査等におけるとりまとめを基に、地方自治体が医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう、研究会においてガイドラインを策定する。</p> <p>なお、本事業の実施については、適宜保育課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1. 以下の事項等を盛り込んだガイドラインの策定。</p> <p>保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所において医療的ケア児を受け入れるための体制について（①ニーズ把握、②受入調整の手法、③支援計画策定、④医療的ケアの手法（タイムスタディ、緊急時の対応）、⑤研修受講促進、⑥責任の問題、⑦保育所において医療的ケア児の受入れを促進するための「障害児通所支援事業所」及び「障害児入所支援事業所」との連携（併行通園の手法等）、⑧保育所において医療的ケ</p>

	<p>ア児へより適切な支援を行うための他分野（保健、医療、障害福祉、教育等）との連携</p> <p>2. ヒアリング調査等の集計データ及びその結果をとりまとめた報告書</p> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4848）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題3	多様な保育（夜間保育及び延長保育事業）の運営状況等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>夜間保育や延長保育事業などの多様な保育に対するニーズは高く、これら事業については安定的な実施が求められる。</p> <p>しかし、これら事業の運営実態が十分に把握されていないことから、これら事業における運営状況等を調査・分析し、今後の補助のあり方について検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①夜間保育について、平成29年度における運営状況等（国庫補助による収入、地方単独補助による収入、寄付金等による収入、人件費支出、事業費支出、事務費支出、職員の配置状況等）を把握するための実態調査を実施。</p> <p>調査にあたっては、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議の上、調査票を作成し、夜間保育を行っている事業所に対して調査票を送付し、回答の回収、集計、分析を行う。</p> <p>※ 分析にあたっては、保育所の通常の開所時間11時間の運営状況について分析することとし、また、夜間保育特有の事情等について分析を行うこと。</p> <p>※ 調査対象は、夜間保育を実施している保育所81か所の全て（平成29年4月1日時点）とする。</p> <p>② 延長保育事業について、平成29年度における運営状況等（国庫補助による収入、地方単独補助による収入、寄付金等による収入、人件費支出、事業費支出、事務費支出、職員の配置状況等）を把握するための実態調査を実施。</p> <p>調査にあたっては、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議の上、調査票を作成し、延長保育事業を行っている事業所に対して調査票を送付し、回答の回収、集計、分析を行う。</p> <p>※ 延長保育事業を実施している事業所のうち、2,300か所程度の回答が得られるような調査設計とすること。</p> <p>なお、①の対象となる夜間保育を実施している保育所81か所については、必ず調査対象施設に含めることとし、これらの施設については、通常の保育所とは延長保育の時間帯が異なることから、通常の保育所との比較分析を行うこと。</p>
求める成果物	<p>① 夜間保育における各事業所の収支状況等の集計データ</p> <p>② 実態調査の結果をとりまとめた報告書</p> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4848）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題4	多様な保育（一時預かり事業）の運営状況等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>一時預かり事業に対するニーズは高く、当該事業については安定的な実施が求められる。</p> <p>しかし、当該事業の運営実態が十分に把握されていないことから、当該事業における運営状況等を調査・分析し、今後の補助のあり方について検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>一時預かり事業（幼稚園型を除く。以下同じ。）について、平成29年度における運営状況等（国庫補助による収入、地方単独補助による収入、寄付金等による収入、人件費支出、事業費支出、事務費支出、職員の配置状況等）を把握するための実態調査を実施。</p> <p>調査にあたっては、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議の上、調査票を作成し、一時預かり事業を行っている事業所に対して調査票を送付し、回答の回収、集計、分析を行う。</p> <p>※ 一時預かり事業を実施している事業所のうち、2,300か所程度の回答が得られるような調査設計とすること。</p>
求める成果物	<p>① 一時預かり事業における各事業所の収支状況等の集計データ</p> <p>② 実態調査の結果をとりまとめた報告書</p> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4848）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題5	保育所等の建物等の転用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>我が国では、女性の就業率の上昇等により保育所等の利用申し込みは上昇を続けており、これを受け、保育の受け皿の整備を進めている。特に、「待機児童解消加速化プラン」を策定した平成25年度以降については、年平均で10万人を超える保育の受け皿の整備が行われている。</p> <p>一方で、我が国の人口は減少を続けており、国立社会保障人口問題研究所が平成29年4月に発表した「日本の将来推計人口」（平成29年推計）の中位推計にでは、平成27年と平成52年を比較すると、総人口が12,709万人から11,092万人、年少（0～14歳）人口が、1,595万人から1,194万人に減少する中、老年（65歳以上）人口は3,387万人から3,921万人に増加することが見込まれている。</p> <p>今後、こどもの数の減少により必要とされる保育所等の数が減少する地域が出てくることが想定されるが、保育所等の建物についてはその建設等に公費が投入されていること、建物等の耐用年数が長期に及ぶことを考慮すれば、こどもの数の減少が見込まれている地域においても、引き続き、公的な用途に有効に活用することが求められる。このため、保育所等の建物等を他の用途に使用すること（転用）について、円滑に行うための方策・留意点について、整理・分析を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>○ 保育所、認定こども園及び小規模保育事業と、他の福祉関係施設等の法令等による建物・設備に係る基準を比較・分析することにより、その共通する内容と、固有の内容を明確にする。</p> <p>○ 地方公共団体に調査を行い、保育所等を他の用途に転用した具体的な事例を10～20程度把握するとともに、把握した事例について、転用に係る手続きや改修工事等において課題となった点等について調査を行う。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>下の点について分析・整理し、報告書にまとめる。</p> <p>○ 保育所等及び他の福祉関係施設等の設備に係る基準を比較するとともに、その差異について明らかにすること。</p> <p>○ 保育所等から他の福祉関係施設等への転用事例について把握し、その個々の事例について、その内容、特色及び課題となった点等を分析すること。</p> <p>○ 上記から得られた結果を踏まえて、保育所等から他の福祉関係施設への転用を円滑にするための方策について整理すること。</p> <p>なお、①及び②の集計・分析に係る調査結果について電子データを提出すること。また、報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 予算係（内線4837）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 6	私立保育所の運営実態等に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>待機児童対策が喫緊の課題となっており、さらなる保育の受け皿整備が必要となっている中、保育所が必要な経費を支出しながら質を確保し、安定した運営を継続していくことは非常に重要なことである。</p> <p>しかし、これまで実施されてきた保育所等に関する経営実態調査では、平均的な収支の状況等は把握できているものの、費用項目の内訳の把握や運営上の課題等については十分に把握できていない。</p> <p>こうした中、子ども・子育て会議でも「子どものために使われるべき事業費等が十分なのか分析が必要」等の指摘があり、運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化を目指し、「公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定」について検討する旨が示された。</p> <p>そこで本調査では、公定価格の設定が実際の運営コストと比較してどのような状況にあるのかを検証・分析するための、定量的・定性的データを収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査においては、平成28年度（厚労省実施）と平成29年度（内閣府実施）に実施された経営実態調査では把握しきれなかった実際の運営コスト等について、下記の視点で調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○収支の分析に当たっては、可能な限り公定価格部分の収支とその他の部分の収支とに分けて把握・分析する。</li> <li>○会計基準に示されている費用項目の内訳について、公定価格の個々の経費の設定と比較できるよう把握・分析する。</li> <li>○施設の基本属性も踏まえて収支を把握・分析する。</li> </ul> <p>また調査手法は下記を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケート調査とヒアリング調査によって実態を把握する。調査対象の抽出に当たっては、施設の規模や地域区分を加味して行う。</li> <li>○アンケート調査については回収数 2,000～2,500 件を得られるような調査設計とすること。</li> <li>○ヒアリング調査については 10 件程度を想定しており、一部はアンケート調査票設計のために実施する。</li> <li>○アンケート調査の発送先名簿は、厚生労働省子ども家庭局保育課が支給する。なお、調査研究等を進めるにあたっては適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</li> </ul> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
求める成果物	<p>①私立保育所の収支状況</p> <p>②公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較・分析</p> <p>③上記①②を取りまとめた報告書</p>
担当課室・担当者	保育課 保育調整係（内線4855）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題7	放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブの第三者評価については、地方公共団体で任意に行われている状況であり、平成29年5月1日現在の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果では「第三者評価の実施あり」と回答した放課後児童クラブが25.4%となっている。</p> <p>第三者評価は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること</li> <li>・第三者評価を受けた結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること</li> </ul> <p>等、実施することによるメリットがあるが、現在、放課後児童健全育成事業については、第三者評価は実施を求めているが、その方法等も示していないところである。</p> <p>また、平成27年3月31日付けで放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）を策定し、放課後児童クラブにおける支援の質の向上を図っているが、各放課後児童クラブが運営指針に沿って運営されているかを確認するツールは示していない。</p> <p>このため、本調査研究は放課後児童クラブの質の向上等を図るため、以下の1及び2を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 どのような視点（評価項目）、方法で第三者評価を行うべきか、これまでの実践や考察を通じて、各自治体で活用できる「第三者評価マニュアル（仮称）」の作成に向けた方向性及び具体的な検討項目を明らかにする。</li> <li>2 自治体担当者、放課後児童クラブ運営者、放課後児童支援員等及び利用者（子ども及び保護者）が、それぞれの立場で、各放課後児童クラブが運営指針に沿って運営されているかを確認するためのチェックリストに盛り込むべき項目を明らかにする。</li> </ol>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後児童クラブ事業者へのアンケート調査により、放課後児童クラブで行われている自己評価の状況（評価項目、方法）を把握する。 全国で作成されている第三者評価のマニュアルを検証・評価し、必要に応じてマニュアル作成者・担当者等にヒアリングを行い、マニュアルの内容の状況を把握する。 その上で、学識経験者等からヒアリングを行い各地域で活用できる「第三者評価マニュアル（仮称）」の作成に向けた方向性及び具体的な検討項目を提言する。</li> <li>2 自治体や民間団体が作成した運営指針に沿った放課後児童クラブの運営に係るチェックリストの事例を把握し、活用方法や放課後児童支援員等の職務内容に効果があったか等の検証・分析を行う。当該検証・分析を踏まえ、放課後児童クラブ関係者や有識者等へのヒアリング調査を行い、運営指針の内容を確認するためのリストに盛り込むべき項目を抽出する。 また、研究成果として、「運営指針活用チェックリスト」案を提言する。 なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</li> </ol>
求める成果物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国の放課後児童クラブの自己評価の状況、第三者評価マニュアルの評価項目及び第三者評価の実施方法の事例と考察、放課後児童クラブの「第三者評価マニュアル（仮称）」の作成に向けた方向性の提言をまとめた報告書の作成。</li> <li>2 「運営指針活用チェックリスト」案の作成。</li> </ol>
担当課室・担当者	子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題8	放課後児童支援員等に求められる専門性及び資質向上のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブについては、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっており、「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会」において、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討しているところである。</p> <p>本専門委員会の「これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性」では、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員には、放課後の子どもの生活を保障する観点から、プレーワークの専門性（特に小学校低学年における遊びの意義の理解、実践等）、保護者支援の専門性、ソーシャルワークの専門性が求められるため、こうした専門性を培うための方法について、検討する必要があるとされているところである。</p> <p>また、放課後児童支援員等の資質向上研修の体系については、「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理～放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ～」（平成27年3月24日）で研修内容の目安を示したところではあるが、その中で、基準や放課後児童クラブ運営指針を踏まえて、研修体系の構築の検討が進められることが必要である、とされているところである。</p> <p>このため、本調査研究では、放課後児童支援員等に求められる専門性の整理を行うとともに、初任者（1～5年未満）、中堅者（5年以上）ごとに、放課後児童支援員等に求められる専門性を向上させるために必要な研修の具体的な内容を整理し、研修体系のあり方について提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ事業者、有識者等へのヒアリング調査や放課後児童クラブを利用する児童及び保護者へのアンケート調査を行い、放課後児童支援員等に求められる専門性を整理する。</li> <li>放課後児童支援員等の資質向上研修を実施している自治体の初任者研修及び中堅者研修の科目、時間数等について調査し、課題を整理する。</li> <li>「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理～放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ～」（平成27年3月24日）で示した研修内容の目安を基に、上記1、2により得られた放課後児童支援員等に求められる専門性、経験年数等に応じた研修内容の課題及び放課後児童クラブ運営指針並びに同指針の解説書を踏まえ、研修体系のモデルを提示するとともに、今後の研修体系のあり方の検討に資するよう提言する。</li> </ol> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>以下についてまとめた報告書の作成。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ヒアリング調査及びアンケート調査の結果の分析及び放課後児童支援員等に求められる専門性についての考察</li> <li>放課後児童支援員等の資質向上研修（初任者向け、中堅者向け）の実施に当たっての課題</li> <li>自治体における放課後児童支援員等の資質向上研修の研修事例の初任者、中堅者ごとに、放課後児童支援員等に求められる専門性を向上させるために必要な研修体系のモデル及び今後の研修体系のあり方の検討に資する提言</li> </ol>
担当課室・担当者	子育て支援課健全育成推進室 室長補佐（内線4843）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題9	放課後児童クラブのニーズ把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針」（基本指針）において、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の状況、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要」とされており、放課後児童クラブは、地域子ども・子育て支援事業の1事業として、市町村によりその提供体制確保の内容等について「市町村子ども・子育て支援事業計画」に整理されているところである。</p> <p>放課後児童クラブの対象児童は、小学校1年生から6年生までの年齢の幅があり、さらに児童の発達段階は個人差がある。また、児童の家庭環境も様々である他、児童が放課後等に過ごす場所としては、放課後児童クラブの他、児童館、放課後子供教室、クラブ活動、塾・習い事、家庭、友人との遊びの場等様々な場合があり得る。</p> <p>このような多様な要素がある中、地域における放課後児童クラブの正確なニーズの把握の方法について、検討することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>児童人口や保育所の利用状況・待機児童数など、一般的に入手可能な地域の情報・データからの推計する方法を検討する。</p> <p>また、世帯調査を実施する場合に、住民の負担をおさえ、かつ、より正確な推計のための情報を入手できる調査項目を検討する。</p> <p>さらに放課後児童クラブの地域のニーズ把握の方法について、既に実施されている方法の事例を収集、分析・検証し、学識経験者等から各地域で活用可能な方法として提案する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課を協議すること。</p>
求める成果物	市町村が管内の放課後児童クラブのニーズ把握を行う場合に活用できる調査方法の提言
担当課室・担当者	子育て支援課健全育成推進室 室長補佐（内線4843）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題10	子育て支援員研修におけるeラーニングの受講方式の活用及び修了評価に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て支援員研修の研修科目は、座学を中心として、講義、演習、実習により構成しており、その修了評価については、平成27年5月27日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」において、「(略)修了の際にはレポート等の提出を求めるほか、研修実施者は演習や見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意する」としているが、平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修の受講方式及び修了評価について、以下のようなコメントが出されたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略) できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、eラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また研修効果の評価方法についても工夫すべきである。</li> </ul> <p>eラーニングによる研修の受講は、遠隔地で行われることから、より適切に研修内容の理解度を計る修了評価が重要となるなど、両者は密接な関係にある。</p> <p>そこで、eラーニングを活用した研修の事例とその修了評価の方法を把握し、eラーニングによる研修受講の効果を検証した上で、子育て支援員研修において活用することとした場合の課題やその際の修了評価に関する課題等を整理する。</p> <p>また、各自治体における子育て支援員研修の修了評価の実施状況及びその方法を把握するとともに、他分野等の研修における修了評価の方法等の調査を行い、子育て支援員研修において試験等による理解度の計測を行った場合の課題等を整理する。</p> <p>これらを踏まえ、今後、子育て支援員研修におけるeラーニング、広域での開催を可能とする方法や修了評価の方法を検討する上での課題を明らかにすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 eラーニングを活用した研修の事例を把握し、修了評価も含めた実施方法の分析を行う。 また、子育て支援員研修でeラーニングによる受講を実施することについて、有識者や現在子育て支援員研修を実施している自治体にインタビューによる調査を行い、課題や問題点を抽出するとともに、eラーニングによる受講が可能となるよう、対象科目・内容、システム構築・受講確認方法等についてその内容を有識者に図ったうえで、整理する。 加えて、その内容を踏まえた映像等を盛り込んだサンプル版(1科目分)を作成する。</li> <li>2 各自治体における子育て支援員研修や他分野等の研修の修了評価の実施状況及びその方法を把握し、その傾向を分析する。 これらの結果を踏まえて、子育て支援員研修の修了評価として、理解度を計測するための試験等を実施することについて、有識者や現在子育て支援員研修を実施している自治体にインタビューによる調査を行い、課題や問題点を抽出する。 なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</li> </ol>
求める成果物	<p>以下1及び2についてまとめた報告書の作成。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 eラーニングを活用した研修の事例、実施方法等に関する調査結果及び子育て支援員研修実施自治体へのインタビュー結果とその考察、eラーニング活用に係る課題の整理、必要と考えられる対象科目・内容、システム構築・受講確認方法など子育て支援員研修におけるeラーニングを広域での開催を可能とする方策の検討に向けた今後の方向性の提言についてまとめた報告書。</li> <li>2 1の内容を踏まえた1科目分の映像等を盛り込んだサンプル版。</li> <li>3 各自治体における子育て支援員研修や他分野等の研修の修了評価の事例、実施方法等に関する調査結果及び子育て支援員研修実施自治体や有識者へのイン</li> </ol>

	タビュ－結果とその考察、試験等による理解度の計測実施に係る課題の整理、子育て支援員研修における修了評価の実施方法の検討に向けた今後の方向性の提言。
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線４９５３）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 1 1	児童館等における「遊びのプログラム」の効果の検証・分析に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」では、昭和60年に国が設置した「こどもの城」（平成27年3月末に完全閉館）が果たしてきた遊びのプログラムを開発・普及する機能・役割を引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及・啓発や新たなプログラムの開発、遊びのプログラム等の分析及び評価等について検討している。その専門委員会において、遊びのプログラムのPDCAのプロセスには、子どもの権利の観点から子どもたちが主体的に関わることや地域の協力を得て実施することなどが重要であると指摘されている。</p> <p>遊びのプログラムの実施については、平成28年度の「遊びのプログラムの開発・普及に係る調査研究」（国の委託事業）により、全国16か所の児童館で、例えば、環境問題を考えるものや貧困家庭の子どもに対する食事の提供、学習支援等の課題に結びつけた取組、災害のあった地域での子どもの意見をまちづくりに生かす取組、子どもと高齢者や外国人の交流促進など、今日の社会ニーズに対応したモデル的なプログラムが実施されたが、それらの効果の検証・分析方法については、今後もさらに検討・研究が必要であることが指摘されている。</p> <p>また、児童館や放課後児童クラブでは、子どもや地域の状況等を踏まえて、日常的に遊びのプログラムを実施しているが、そのプログラムが参加者等にもたらす効果の客観的な検証・分析方法は確立していない状況にある。</p> <p>このため、本調査研究は、今後の遊びのプログラムの開発・普及に資するため、児童館・放課後児童クラブ等において実施される遊びのプログラムの効果の検証・分析について研究し、その方法等について具体的に提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>調査手法や結果の検証・分析には、有識者等で構成する研究会を立ち上げ検討することとし、その構成員の人选は担当課との協議による。</p> <p>近接領域での類似する事業等の検証・分析方法に関する先行研究の結果や海外の事例等を収集し、児童館・放課後児童クラブに汎用可能な遊びのプログラムの効果の検証・分析の視点等について考察する。</p> <p>また、児童館・放課後児童クラブ関係者や有識者、利用者等に対して、プログラムに参加したことによる効果等についてヒアリングやアンケート等による調査を行い、その結果を分析し、遊びのプログラムの検証・分析方法を提言する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びのプログラムがもたらす健全育成の効果の検証・分析方法及び提言をまとめた報告書の作成。</li> <li>・上記報告書を簡潔（A4版4頁程度）にまとめた概要版（サマリーレポート）の電子媒体及び紙媒体の作成。（調査研究の成果の普及・周知するためのホームページ掲載）</li> <li>・調査・分析に用いたデータセットの提出。</li> </ul>
担当課室・担当者	子育て支援課 児童環境づくり専門官（内線4963）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 1 2	「改正児童館ガイドライン(仮称)」の理解を促すための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童館ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)は、平成23年3月発出以降、地域の児童館の運営や活動の向上を図る上で一定の役割を果たしてきた。すでに7年が経過しており、その間、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年)やいじめ防止対策推進法(平成25年)、あるいは放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年)等、子どもの健全育成に係る関係法令が施行されている。さらに、平成28年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正では、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の理念が明確化されている。</p> <p>そのような中、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」(主任研究員 植木信一)報告書(概要版)によると、例えば、ガイドラインの活動内容に位置付けられている「子どもが意見を述べる場の提供」に取り組む児童館は、平成23年度の調査結果の42.7%から59%に伸びているほか、今日的課題に対応する取組を行う児童館の割合は、「小学生のランドセル来館」26.3%、「小学生への食事の提供」7.1%、「中学生への学習支援」6.5%、「児童の虐待事案の発見・対応」15.2%となっており、これらの動向を踏まえたガイドラインの改正が期待されている。</p> <p>このため、社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」では、「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を設置し、児童館の現状と課題の分析や今日的課題を踏まえた児童館のあり方を検討し、平成29年度中に改正児童館ガイドライン(仮称)の案をまとめることとしている。</p> <p>本調査研究では、改正児童館ガイドライン(仮称)案の策定と並行して、本ガイドラインが各児童館で有効に活用されるものとするために、自治体の児童館担当者、児童館運営者、児童厚生員及び児童館利用者が、それぞれの立場で各児童館が改正児童館ガイドライン(仮称)に沿って運営・活動されているかを確認するためのリストに盛り込むべき項目について研究することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>調査手法や結果の検証・分析には、有識者等で構成する研究会を立ち上げ検討することとし、その構成員の人選は担当課との協議による。</p> <p>現行のガイドラインの内容を踏まえた、自治体や民間団体が作成したチェックリストの事例を把握し、活用方法や児童厚生員等の職務内容に効果があったか等の検証・分析を行う。当該検証・分析を踏まえ、児童館関係者や有識者等へのヒアリング調査(個別の聞き取り、公聴会等)を行い、改正児童館ガイドライン(仮称)の内容を確認するためのリストに盛り込むべき具体的な運営や活動等に関する項目を事項毎に抽出する。</p> <p>また、研究成果として「改正児童館ガイドライン(仮称)活用チェックリスト」案を提言する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のガイドラインに関するチェックリストの検証・分析結果や、ヒアリング調査の結果の分析及び改正ガイドライン(仮称)の活用チェックリストに盛り込むべき項目の有効性等についての考察をまとめた報告書の作成。</li> <li>・「改正児童館ガイドライン(仮称)活用チェックリスト」案の作成。</li> <li>・調査・分析に用いたデータセット</li> </ul>
担当課室・担当者	子育て支援課 児童環境づくり専門官(内線4963)

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題13	地域子育て支援拠点における「寄り添い型」支援の効果に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域子育て支援拠点の実施か所数は年々増加し、現在、全国で7,063か所（平成28年度交付決定ベース）となっており、地域における子育て支援の中核的機能として重要な役割を担っている。</p> <p>子育て中の親の不安感や負担感、孤立感等をもつ子育て中の親を支援する地域子育て支援拠点では、基本4事業（①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施）の実施を創設当初から基本に据えてきたが、これに加え、利用者のニーズに対応し、子育て中の親が本来持っている強みを生かした「寄り添い型」支援を展開する地域子育て支援拠点も増えてきており、支援の幅の広がり、発展が見られる。</p> <p>このため、本調査研究では、「寄り添い型」支援を展開している地域子育て支援拠点を利用する利用者や支援者への聞き取り調査等を行い、「寄り添い型」支援が、子育て中の親の不安感や負担感、孤立感を軽減し、子育て中の親が本来持っている強み（力）をどのように育み、成長を促していくのかのプロセスを分析・検証するとともに、その効果を明らかにした上で、全国の地域子育て支援拠点における支援者のスキルアップを図り、支援内容の質の向上を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地域子育て支援拠点における支援の具体的な内容（例：利用者同士の交流（ピアサポート）の状況、相談、援助の実施状況、グループ支援の状況等）や、利用者が地域子育て支援拠点に求める要素（支援内容）について、地域子育て支援拠点事業者及び支援者、利用者である子育て中の親に対して聞き取り調査等を実施し、支援内容や利用者のニーズ等の現状を把握するとともに、子育て中の親が本来持っている強み（力）の育ちに必要となる支援の要素や手順、親が親としての役割を獲得していくプロセス及び支援者の役割の分析を行い、支援者に求められる資質を検証する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点における「寄り添い型」支援の具体的な内容の把握や、従来の個別支援との違い、子育て中の親の不安感や負担感、孤立感等を軽減する構造を分析し、全国の支援の質の均一化を図るための具体的な支援の新たな手法（プログラム）を作成するために必要なモデル的な手法をまとめた報告書の作成。</li> <li>・子ども・子育て支援における地域子育て支援拠点の意義、重要性・有効性を分析・検証した報告書の作成。</li> </ul>
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4953）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 1 4	地域子育て支援拠点事業に従事する職員の資質向上研修に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域子育て支援拠点事業（以下、「拠点」という。）に従事する職員（以下、「拠点職員」という。）の資質向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じたきめ細かな研修を計画的に実施し、育成していく研修システムを構築する必要がある。</p> <p>現在、国からの交付金等により実施されている拠点職員を対象とした研修は、初任者を対象とした「子育て支援員研修（地域子育て支援拠点事業コース）」、管理者等を対象とした「地域の人材による子育て支援活動強化研修（指導者養成研修）」の2事業となっている。</p> <p>これまで、中堅職員を対象とした研修については、都道府県や市区町村の独自の取組として実施されてきたが、都道府県、市区町村及び事業者の役割が明確となっておらず、研修の対象職員の範囲や研修内容、時間等に差異があるため、拠点職員の経験年数やスキルに応じた研修を受講できる体系的な研修システムの構築及び研修カリキュラム（研修科目や研修に必要な時間等）の策定が課題となっている。</p> <p>平成30年度予算案においては、経験年数が概ね5年以内の拠点の中堅職員の資質向上を図るため、「職員の資質向上・人材確保等研修事業」に地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業を新たに設けたところである。</p> <p>このため、本調査研究では、現在、各自治体において行われている中堅職員向け研修の具体的な実施方法や研修内容等を調査し、中堅職員向け研修のあり方について提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>事業実施主体（市区町村含む）及び拠点管理者等に対するアンケート調査（悉皆）を実施し、地域性や人口規模などにより区分した集計結果からヒアリング調査の対象を抽出、ヒアリング調査を実施するとともに、現在行われている中堅職員向け研修の視察等を行い、研修の対象職員に関する経験年数等による効果的な区分の方法や、拠点の中堅職員の資質向上に必要な研修科目など、効果的な研修システムの構築及び中堅職員向け資質向上研修の実施に係る課題を抽出し、分析、検証する。</p> <p>学識経験者や事業実施主体、拠点管理者等で構成する検討委員会を開催し、経験や役割に応じた研修の具体的な実施方法や研修科目等のモデルを提示するとともに、研修システムの構築や研修カリキュラムの作成に向けた方向性及び具体的な検討項目を提言する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	体系的な研修システムの構築及び拠点の中堅職員の資質向上研修のカリキュラム作成に向けた方向性及び具体的な検討項目の提言をまとめた報告書の作成。
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4953）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 15	地域子育て支援拠点の利用状況等に応じた職員配置と収支状況に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域子育て支援拠点事業は、少子化社会対策大綱において平成31年度末までに8,000か所の設置を目指しており、今後の安定した事業運営や人員の確保、職員の資質向上が課題となっている。</p> <p>平成29年度において、地域子育て支援拠点事業の経営状況等に関する調査を実施し、経営状況や職員の配置状況及び給与（賃金）等について分析・検証を行ったところであるが、安定した事業運営や人員確保などの課題を解消するために、引き続き経営状況や職員の配置等について詳細に調査・分析し、補助事業における利用親子組数に応じた適正な職員配置の提示や拠点事業の業務に相応の処遇改善に向けた取組を進めることが必要である。</p> <p>このため、本調査研究では、利用親子組数に応じた適正な職員配置など、今後の施策の検討の基礎資料とするため、全国の地域子育て支援拠点の利用親子組数に対する職員の配置状況、給与等の状況、決算情報等を収集・分析し、今後の地域子育て支援拠点事業の方向性やあり方について提言することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>平成29年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業などのデータを基に、地域子育て支援拠点を、通常開所日の利用親子組数が多い拠点（大規模拠点）及び平均的な拠点（標準規模拠点）、少ない拠点（小規模拠点）に区分し、調査対象拠点を抽出した上で、拠点の規模別に毎日の利用親子組数及び職員の勤務状況、配置状況、業務内容（特に、利用する親子がいない時間帯の専任職員の業務内容）に関する継続的な調査（約1ヶ月間）を実施する。（調査時点は平成30年度とする。）</p> <p>さらに、利用親子組数に対して配置されている職員数及び職員の給与（賃金）の状況、決算情報等を調査し、利用親子組数と人件費の相互関係及び支出に占める人件費の割合等を比較・分析するとともに、収入に占める、国庫補助金、地方単独補助金、その他の収入の割合を比較・分析する（調査時点は平成29年度とする）。</p> <p>これらを踏まえ、学識経験者や事業実施主体、拠点管理者等で構成する検討委員会を開催した上で、利用親子組数に応じた職員の適正配置など、今後の地域子育て支援拠点事業の方向性やあり方について提言する。</p>
求める成果物	<p>以下の1～4についてまとめた報告書の作成。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 拠点の規模別の職員の勤務状況と配置状況、業務内容について調査し、利用親子組数に対する職員の状況等について比較・分析する。</li> <li>2 拠点の規模別に地域子育て支援拠点事業の収支状況について調査し、支出における人件費相当額の比較を初めとした収支の傾向に関する分析を行う。</li> <li>3 拠点の規模別に対象とする地域の0～5歳人口と利用親子組数を調査し、子どもの年齢別の利用率と利用の傾向を分析する。</li> <li>4 上記1～3の分析結果を踏まえ、今後の地域子育て支援拠点事業の方向性やあり方について提言する。</li> </ol> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4953）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題16	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における提供会員向け講習等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、市民ボランティアが地域の子どもの預かりや送迎を行う事業であるが、他の預かりや保育を行う事業と比べ、提供会員（預かり手）に保育士等の資格を必須としていない点を鑑みると、一定の安全対策が必要となる。</p> <p>このため、現行の事業実施要綱では計24時間の講習カリキュラムを示し、これを全て修了した者が提供会員として活動することが望ましいとしているが、その具体的な講習内容は示しておらず、事業を行う自治体に委ねられている。</p> <p>また、その講習カリキュラムでは、事故の発生等に備え、緊急救命講習の実施を必須としているが、病児や障害児の預かりも視野に入れた、事故防止に関する講習が盛り込まれていない。</p> <p>さらに、病児、障害児の預かりや長時間に及ぶ預かりなど、ニーズが多様化している中で、本事業の特性を踏まえた安全対策や、提供会員による子どもへの暴力・性暴力の防止対策となる講習内容（シラバス）等について検討する必要がある。</p> <p>このため、本調査研究では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供会員向けの講習や提供会員による子どもへの暴力・性暴力の防止対策の現状について調査、考察し、今後、提供会員向け講習内容（シラバス）等を示すに当たり検討すべき事項を明らかにすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>先進的なファミリー・サポート・センター、他の預かりや保育を行う事業の講習の事例収集及び分析、事業実施主体（自治体を含む）及び有識者へのヒアリング調査を行い、事業の特性を踏まえて事故防止を含む安全対策にも触れた提供会員向け講習カリキュラムの具体化（シラバス作成）に向けた方向性及び検討項目を明らかにする。</p> <p>また、他の預かりや保育を行う事業（業として実施するものだけでなくボランティア団体も含む）において、子どもに関わる者に対し、どのような暴力・性暴力の防止対策（事前講習、誓約等）が行われているか、事例を収集（国内に限らず、諸外国の事例も含む。）するとともに、事業実施団体及び有識者へのヒアリングを実施し、提供会員による暴力・性暴力の防止対策について考察する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	自治体等における提供会員向けの講習（24時間の講習や事故防止に関する講習）及び提供会員による暴力・性暴力の防止対策の事例調査結果とその傾向等の分析、考察を行い、講習カリキュラムの見直し、シラバスの作成及び提供会員による子どもへの暴力・性暴力の防止対策の検討に向けた方向性及び具体的な検討項目の提言をまとめた報告書の作成。
担当課室・担当者	子育て支援課健全育成推進室 室長補佐（内線4843）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題17	児童養護施設等における子ども間で発生する問題の実態に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童養護施設や里親家庭等のもとで暮らす子どもは、育った環境や被虐待等によって抱えることになった問題が、施設等に保護された後に暴力行為や性的な問題行動等、様々な行動上の問題となって表出することがある。さらには、こういった問題が子ども間で発生し、子どもが加害者や被害者となる事案も発生している。</p> <p>また、児童養護施設等の養育現場においては、これらの問題の発生を予防するための様々な対応を行っているが、子ども間の性の問題への対応など、問題を抱える子どもに対する一層の専門的対応が求められている。</p> <p>これらを踏まえ、全国の児童養護施設や里親家庭等で起きている、子ども間で発生する問題の実態を把握するとともに、その発生要因等について検証を行うことにより、発生予防等に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設や里親家庭等で発生している、暴力や性の問題など子ども間で発生する問題の実態や要因を把握するための調査のあり方について検討する</li> <li>・上記検討結果を踏まえ、全国の児童養護施設や里親家庭等で発生している子ども間の問題の実態調査を実施する</li> <li>・実態調査結果の検証を行う</li> <li>・上記について、専門職や有識者等の意見を伺う場を設置する (構成員については、家庭福祉課と協議の上決定し、家庭福祉課もオブザーバーとして参加する)</li> </ul> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>・児童養護施設等で起きている子ども間で発生する暴力や性的問題行動等の実態と、その発生要因等について検証したものをとりまとめた報告書調査データの一部又は全部（提出する調査データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議する。）</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4875）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題18	児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>社会的養護においては、児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者に対し自立支援の充実を図ることが求められている。</p> <p>平成28年の児童福祉法改正においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について22歳の年度末までにある大学等就学中の者が対象に追加された。</p> <p>また、児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者のうち引き続き自立のための支援を継続して行うことが適当な場合があることから、平成29年度に「社会的養護自立支援事業」を創設し、これらの対象者に対し居住に関する支援、生活費の支給、生活相談、就労相談などの支援を行うこととしたところである。</p> <p>これらの自立支援の充実を図るためには、施設入所措置や里親委託等を解除された者が社会に出てから抱える課題や、それに対する支援ニーズの実態を全国規模で把握することが必要であるが、より正確に実態を調査するためには調査方法、調査対象、調査期間等について十分に検討することや、そのための事前調査等が必要となる。</p> <p>このため本研究課題では、これまでの施設退所者等に関する調査の検証を行い、調査方法等の検討や必要な事前調査等を実施し、施設入所措置や里親委託等を解除された者の実態把握に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所措置や里親委託等を解除された者に関する、既存の実態調査の収集とその調査方法や調査結果についての検証を行う</li> <li>・上記の検証を踏まえ、実態調査の方法、対象、期間等に関する検討を行い、必要な事前調査を実施する</li> <li>・事前調査結果を踏まえ、実態把握に必要な調査のあり方等について検討し、まとめる</li> <li>・上記について、専門職や有識者等の意見を伺う場を設置する (構成員については、家庭福祉課と協議の上決定し、家庭福祉課もオブザーバーとして参加する)</li> </ul> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等の入所措置や里親委託が解除された者の実態把握を全国規模で行うために必要な調査方法等について、既存調査の検証、事前調査結果及びその検証等を取りまとめた報告書</li> <li>・調査データの一部又は全部（提出する調査データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議する。）</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 社会的養護専門官（内線4875）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題19	妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子ども虐待による死亡事例等の検証（第13次報告）において、0歳が最も多く（57.7%）、うち月齢0か月が高い割合（43.3%）を占める等、新生児や死産児の遺棄は大きな社会問題になっている。思いがけない妊娠をした女性が、家族、親族、パートナーに相談できず、支援者がいないまま、妊娠と子どもの養育に関する問題を抱え込む等、貧困、家庭内の複雑な事情、DV被害といった、精神的、経済的、社会的に困難な状況や危機的な状態がその背景にあることが多い。</p> <p>思いがけない妊娠をして危機的な状態に置かれた女性が、子どもを遺棄するのではなく、安全な場所に子どもを託す方法として、諸外国では、いわゆるベビー・ボックス型の委託や、匿名による手渡し委託、匿名出産（匿名で出産し、母不明のまま立ち去る）、さらには内密出産といった様々な実務や法・制度が存在する。産まれた子どもを引き受けることや、安全な出産の機会を提供することなど、その意義や目的、位置付けに違いはあるものの、いずれも、妊娠を他者に知られたくない女性に対し、何らかの実効的な支援や、選択肢を提供するために設けられたと考えられる。</p> <p>本研究課題では、諸外国における「妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度」について文献研究を行い、今後、危機的な状態に置かれた女性に対する支援体制について、幅広く検討を行うための基礎資料を収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度について、ドイツ、イギリス、フランス、アメリカ、その他先進的、特徴的な法・制度を有する国1～2カ国を想定し、文献調査、情報収集を行い、翻訳等整理のうえ、その結果を報告書にまとめる。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理等に際しては、当該課題に知見のある有識者等の助言を求めるとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各国における法・制度の内容（目的、対象者、仕組み、関連法との関係、効果等）</li> <li>○それぞれの法律や制度の背景となる事実（立法趣旨や制度成立の経緯等）</li> <li>○各国制度の共通項や違い、特徴など調査を通じて明らかになった事項等の結果をまとめた調査研究報告書</li> </ul>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4869）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 20	里親担当児童福祉司、一時保護所の児童指導員等及び市区町村要保護児童対策調整機関職員の勤務実態・業務内容に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所が対応する相談対応件数が増加の一途をたどる中、里親委託される児童や一時保護される児童も増加しており、児童相談所の業務は増加し、複雑化している状況である。また市区町村の要保護児童対策調整機関の対応件数も増加し、業務量が増加している現状がある。</p> <p>児童相談所内で里親支援を行う里親担当児童福祉司、一時保護所の児童指導員等、市区町村要保護児童対策調整機関職員の職員については、これまで全国規模での実態把握がなされていないが、上記のような状況に的確に対応するための方策の検討の参考とするため、各機関の勤務体制・業務内容について実態把握をする必要がある。</p>
想定される事業の 手法・内容	<p>全ての児童相談所等に対し、里親担当児童福祉司、児童相談所一時保護所に勤務する児童指導員等及び市区町村要保護児童対策調整機関職員の勤務実態・業務内容を把握するため、タイムスタディー調査等の調査を実施する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、児童相談所等現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	今後の方策を検討するにあたり参考となるデータを収集し、整理した報告書を作成する。
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863）</p> <p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線4864）</p>

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 2 1	児童相談所の実態に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、専門的知識や技術を必要とする複雑・困難なケースも増大している。このような状況に的確に対応するため、児童相談所の体制や専門性の強化を図る必要がある。</p> <p>また、一時保護を必要とする子どもは増加傾向にあり、一時保護の長期化等の課題がある。</p> <p>こうした状況に的確に対応するための施策立案の参考とするため、以下に掲げる取組状況の実態把握等を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や育成に関する取組状況等について把握する。</li> <li>② 児童相談所が対応する虐待相談ケースの状況を把握し、その傾向等を分析する。</li> <li>③ 一時保護の現状を把握し、特に長期化の実態について分析する。</li> </ol>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童相談所の人材育成、特に採用、配置（専門職採用等、配置要件による専門性確保の取組、配置後の継続的な質の向上など）の実態や都道府県による市町村に対する支援内容（人材育成、体制強化等）について、都道府県に対して調査を行う。好事例等があれば併せて収集し、まとめる。</li> </ol> <p>また、児童福祉司の義務研修や要保護児童対策調整機関専門職研修の実施状況等について把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によりケース分析を行い、上記人材育成や研修に反映できるよう虐待原因や背景について把握する。調査については、過去に全国児童相談所長会によって行われた「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」を基に、児童虐待の原因や背景の把握についての調査項目をより詳細に設定したものとする。</li> <li>③ 全国の児童相談所に対して調査票を送り、一時保護の現状を把握し、長期化の要因について分析を行う。</li> </ol> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、児童相談所等現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	上記①～③について、実態調査を行いデータの収集や好事例の取りまとめを行うと共に、今後の方策を検討するにあたり参考となるよう整理、分析した報告書の作成。
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線4864）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 2 2	一時保護の第三者評価に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年度法律第63号）において、子どもが権利の主体であることが明記された。特に児童相談所が行う一時保護については、子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組みが必要であり、その仕組みの一つが一時保護所の第三者評価である。</p> <p>上記の背景を踏まえ、平成29年度の調査研究事業において一時保護所の第三者評価項目等の作成を行った。本年度は上記の調査項目等も用いて、第三者評価の実施に向けた調査研究を実施する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本研究では、次の3点を盛り込むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成29年度事業「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」で作成された第三者評価基準等を用いて、第三者評価をモデル実施し、評価基準等の見直しを行うこと。</li> <li>② 一時保護解除時の子どもへのアンケート等や子どもの意見表明を行っているなど子どもの権利擁護に関する支援を実施している自治体を調査し、好事例として把握すること。</li> <li>③ 全国の一時保護所での第三者評価実施に向けた課題の把握や改善方法を把握するとともに、第三者評価を含め一時保護所の状況に応じた権利擁護の方策について取りまとめること。</li> </ol> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、児童相談所等現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記①～③について調査結果を取りまとめ、①第三者評価基準等の見直し案の作成、②一時保護施設における子どもの権利擁護に関する好事例集の作成、③一時保護所の第三者評価実施に向けた制度設計や各一時保護所の状況に応じた権利擁護の方策を検討するにあたり参考となるデータを整理、分析した報告書の作成。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線4864）</p>

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 23	要保護児童の通告の在り方等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則第2条において、施行後2年以内に「要保護児童の通告の在り方」について検討することとされている。</p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっている中、特に、いわゆる「泣き声通告」や「面前DV通告」は年々増加傾向にあり、これらの増大する虐待通告の安全確認・調査の業務が膨大となり負担が大きくなっているとの指摘がある。</p> <p>こうした状況に的確に対応するための施策立案の参考とするため、児童虐待等の通告への対応方法等の実態把握・検証を行い、今後の方策等の検討の資料とすることを目的とする。</p> <p>また、若年層におけるコミュニケーションツールとしてSNSが幅広く浸透している状況の中で、児童相談所の相談についても、こうした社会情勢の変化を踏まえ、相談者の利便性向上に向けて何ができるか検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 一元的な対応及び市区町村や民間との連携等も含めた児童虐待等の通告への対応方法等について、効果的・効率的な方法の把握、検証を行い、今後の方策等を検討する。</p> <p>② いじめ相談や自殺相談など他の相談業務において行われているSNS等を用いた相談援助活動の実態を把握し、その利点と課題等を整理する調査研究を行う。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、児童相談所等現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記①、②について、該当自治体における実態調査を行った上で好事例の取りまとめを行うと共に、今後の方策を検討するにあたり参考となるよう整理、分析した報告書の作成。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官(内線4863) 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係(内線4864)</p>

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 2 4	市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。)の整備に努めなければならないと規定された。</p> <p>こうした状況を踏まえ、市町村における児童虐待対応について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化をするため、各自治体における先駆的な取組事例等の収集を行い事例集としてまとめるほか、市町村に対する相談支援や支援拠点の設置促進に向けて取り組む先駆的な都道府県の事例を調査分析して、市町村の相談支援体制の向上や、都道府県・市区町村の連携強化等につなげていくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 先駆的と考えられる以下のような取組事例について、調査表等により事例収集や実態把握及び分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村事業について、サービス量を確保するために工夫している事例</li> <li>○ 支援につながっていない子どもを連携体制等により支援につなげられるようにしている事例</li> <li>○ 市区町村における効果的・効率的な体制整備の事例 など</li> </ul> <p>2 都道府県に、市町村の体制強化の手法や困難事例等に対応するための専門的かつ多面的な視点からの的確な助言等が行える者を都道府県に配置するなど、都道府県が市町村に対する支援体制の好事例等を収集及び分析する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	先駆的と考えられる取組事例の実態把握及び分析結果及び都道府県が市町村に対する支援体制の好事例等を収集・分析結果をまとめた報告書
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係(内線4896)

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 25	児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の効果的な実施方法に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)において、都道府県は、児童相談所が行う業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする規定された。</p> <p>弁護士の配置を促進するに当たっては、あわせて研修を行うこと等により、配置された弁護士等の児童福祉に関連する知識の向上などを図っていくことが重要である。</p> <p>このため、平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業である「児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究」において、研修のカリキュラム等に係る報告書が取りまとめられた。</p> <p>今般、当該報告書を踏まえた上で、児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の効果的な実施方法の検討等を行うため、調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の実施方法を検討し、モデル的に実施した上で、その評価・検証を行い、報告書をまとめる。当該研修の実施方法の検討、実施内容の評価・検証を行うに当たっては、有識者による委員会等を設置すること。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の実施方法の検討内容、実施内容の評価・検証結果をまとめた報告書
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室企画法令係(内線4895)

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 26	リスクアセスメントツール等の利用と業務統計の見直しにかかる情報集約システムの構築に関する研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待の原因がどこにあり、背景としてはどんなことがあるのかについての疫学的なデータが必要である。</p> <p>上記の背景において、平成29年度「児童虐待の地域及び国際比較のためのデータベース構築に関する調査研究」が実施され、それに対する研究結果として、①「情報集約システムを活用したリスクアセスメントツールの開発」②「地域の関係における情報共有における好事例の把握」③「虐待統計の国際比較を調査項目の整理、および日本の現状」が報告された。本年度は、前年度の成果を踏まえて、データベースの構築に関する調査をモデル実施し、情報集約システムのあり方を研究する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 情報集約システムを活用した情報共有や関係機関の連携についての好事例を把握すること。その情報集約システムが、児童虐待の端緒となる要因を把握し、児童虐待の発生予防・早期発見に資することを明らかにすること。</p> <p>② 虐待統計の国際比較等を調査した平成29年度報告等を踏まえ、国際比較が可能な調査項目を用いた虐待統計のモデル実施を行うこと。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、児童相談所等現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	①については、該当する自治体への実態調査を行った上で好事例の取りまとめを行い、上記内容を整理・分析する。②についてはモデル実施結果を踏まえた分析と改善点等をまとめた提言を行う。
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863）</p> <p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線4864）</p>

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 27	「健やか親子21（第2次）」中間評価を見据えた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>母子保健の国民運動である「健やか親子21（第2次）」は、今後10年間で目指すべき方向性を定め、2015年度から開始し、現在、取組を推進しているところである。開始から5年目となる2019年度には中間評価として、これまでの実施状況等の評価し適宜必要な見直しを行う予定である。</p> <p>本調査研究においては、中間評価に向けて、評価指標や新たに検討が必要な課題に関するプレ調査等を実施し、課題の整理を行うこととする。</p> <p>(参考)「健やか親子21（第2次）」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041585.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041585.html</a></p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下に示す事業を実施するに当たっては、厚生労働科学研究をはじめとする国内外の研究成果を踏まえて行うこと。</p> <p>(1) 「健やか親子21（第2次）」の指標に関する直近値の集計・分析 「健やか親子21（第2次）」の指標に基づき厚生労働省子ども家庭局母子保健課が実施した母子保健課調査（2017年度分）の集計を行う。また、健やか親子21（第2次）の指標のうち、母子保健課調査以外がデータソースになっている指標については、既存の統計データから情報収集を行う。以上の作業を踏まえて、経年変化や都道府県別分析等を行い、分析結果を踏まえた母子保健に関する課題を整理する。</p> <p>(2) 「健やか親子21（第2次）」に関連する実態把握・分析 1) 一般国民を対象として、以下ア～ウに掲げる評価に必要な項目（指標に関連すると想定される項目も含む。）に関する調査を行い、中間評価に活用するための分析を行う。また、分析結果を踏まえた母子保健に関する課題を整理する。なお調査手法については、国内の実態が反映されるようにすること。 ア マタニティマークを知っている国民の割合 イ 発達障害を知っている国民の割合 ウ 児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合 2) 既存の研究や実態調査等から母子保健施策の推進において新たに「健やか親子21（第2次）」で取り上げる必要があると考えられる課題について、科学的知見に基づき検討を行い、整理すること。さらに、新たに「健やか親子21（第2次）」の指標になりうる課題について、アンケート調査等により実態把握を行い、分析結果を踏まえた母子保健に関する課題を整理する。</p> <p>(3) 中間評価を見据えた課題の整理 「健やか親子21（第2次）」の中間評価を見据えて、評価手法（評価の方法、検討の内容、評価シートの項目等）を検討した上で、上記（1）、及び（2）の結</p>

	<p>果を踏まえて、各指標に関する評価シート案を作成する。</p> <p>事業の実施にあたっては、母子保健に関連する保健、医療、福祉等の有識者による検討委員会を設置し、有識者の意見を反映させる体制を整えること。</p> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>○以下の内容を取りまとめた報告書</p> <p>①「健やか親子21（第2次）」の指標に関する直近値の集計・分析</p> <p>②「健やか親子21（第2次）」に関連する実態把握・分析</p> <p>③中間評価を見据えた課題の整理（検討過程を含めて取りまとめたもの）</p> <p>なお、①及び②の集計解析に用いた電子データセットを提出すること。③については、加工可能な電子媒体（ワード、エクセル）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 栄養専門官（内線4981）・生殖補助医療係（内線4982）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 28	不妊症及び不育症における相談支援体制の現状及び充実に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>生殖補助医療による出生児数の推移は、平成18年の約2万人から平成26年には4.7万人へと増加し、総出生児数に占める割合も平成18年の1.79%から平成26年には4.71%へと増加している。</p> <p>厚生労働省では、不妊治療の支援と併せて相談支援を一体的に行うことが重要であることから「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しているとともに、不妊症や不育症の課題に対応するための適切な体制を整備することを目的として、不妊専門相談センター(以下、同センターとする。)事業を「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日)雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき実施している。</p> <p>また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においては、2019(平成31)年度までに全都道府県・指定都市・中核市に同センターを配置することを目標とした。</p> <p>しかし、平成29年7月1日現在、同センターの設置自治体数は66自治体で、未だ115自治体が未設置となっており、主に中核市での設置が進んでいない状況となっている。</p> <p>さらに、平成29年度に実施された当省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室の同センターに対する調査によると、同センターの周知不足が課題として挙げられているとともに、生殖医療の治療及び技術の進展や社会における価値観の多様化に対応するため、支援力を向上させていくことが求められるとしている。</p> <p>設置の推進及び相談支援体制の充実等が課題であることから、同センター事業に関する現状の把握や、未設置自治体について設置に向けた課題及び利用者のニーズの調査等を行い、同センターに求められる役割を明確にする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 同センター事業の実態等調査・分析</p> <p>以下の(1)～(3)の調査の集計及び分析を行い、分析結果を踏まえ同センター事業に関する課題等を検討する。</p> <p>(1) 実施形態等に関する調査(同センター事業を実施している都道府県、指定都市、中核市を対象)</p> <p>(例) 実施形態、契約形態、実施人員体制、専門相談員の研修、学習会や講習会等の開催、男性不妊治療や不育症に関する相談、広報活動、指定都市及び中核市においては県の同センターとの連携体制等</p> <p>(2) 同センター事業の導入に当たっての課題・実施時の課題に関する調査(全都道府県、指定都市、中核市対象)</p> <p>(例) 費用、人員確保、専門相談員の研修、広報活動、医療機関や近隣の同センターとの連携等</p>

	<p>(3) 同センター事業に関するニーズ等調査（都道府県、指定都市、中核市から同センター事業を実施している自治体を抽出し調査）</p> <p>各自治体の協力を得て、同センター事業の利用者や不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の申請者に対して、同センターに対するニーズや認知度等の調査を実施する。</p> <p>2 専門相談員のための相談支援手引き書の作成</p> <p>「想定される事業の手法・内容」の1の調査結果・分析等を踏まえて、不妊症や不育症に関することのみでなく、男性不妊治療や妊活又は相談者のメンタルヘルスに関するような不妊症に付随する内容等も含めた手引き書の作成を行う。</p> <p>3 同センター事業を普及啓発するための資材の開発</p> <p>不妊症や不育症等に関する公的な相談窓口である同センター事業の普及啓発を行うための資材の開発を行う。</p> <p>4 上記1から3を実施するための研究会を開催する。</p> <p>※実施主体が事務局となり、研究会を開催する。構成員は、当該課題に知見のある有識者、自治体職員（特に未設置の中核市職員）、医療機関関係者、当事者などにより構成することとし、具体的な人選に当たっては母子保健課と相談の上決定する。その他、開催に当たっては、日程調整、会場の確保等の会議の開催に必要な庶務を担当する。</p> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>下記①～③をとりまとめた報告書並びに「想定される事業の手法・内容」の3で開発した資材の印刷可能な電子媒体を提出すること。</p> <p>① 同センター事業の実態等調査・分析結果</p> <p>② 専門相談員のための相談支援手引き書</p> <p>③ 同センター事業について普及啓発を行うための資材</p> <p>なお、①の実態調査・分析に用いた電子データセットを提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健係（内線4978）</p>

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 29	予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>予期せぬ妊娠は、若年や経済的困窮、人間関係の不安定さ等の問題を抱え、社会的に孤立し誰にも相談できず出産に至る場合があり、母体や胎児の健康や安全が確保されにくいだけでなく、その後の子育てにも困難を生じることがある。</p> <p>また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」においては、心中以外の虐待死事例では「予期しない妊娠／計画していない妊娠」の割合が最も多くなっている。</p> <p>現在、生涯を通じた女性の健康支援事業等を活用し、都道府県等においては妊娠等に関する相談窓口を設置し、悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備に取り組んでいるが、予期せぬ妊娠への相談体制の充実・強化は喫緊の課題である。</p> <p>そこで、本研究では、予期せぬ妊娠に関する相談体制の実態を把握するとともに、課題を明らかにすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 自治体やNPO等で実施している予期せぬ妊娠に対する相談体制の実態の把握（自治体及びNPO等を対象としたアンケート調査等を実施）</p> <p>（例）実施機関（自治体、NPO等）、実施体制、（開設時間、方法、相談員の職種・配置、周知方法等）、相談実績（件数、妊娠週数別の内容等）、関係機関との連携の実態（連携先、件数、主な連携内容等）、相談にあたり困難に感じていること、相談員の研修等の質の向上、相談者の今後の心身の健康の保持・増進に関すること等</p> <p>(2) (1)の調査結果から、予期せぬ妊娠に対する相談における課題を整理する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)を実施するための研究会を開催する。</p> <p>※実施主体が事務局となり、研究会を開催する。構成員は、当該課題に知見のある有識者、自治体職員、実際に相談にあたっているNPO職員などにより構成することとし、具体的な人選に当たっては母子保健課と相談の上決定する。その他、開催に当たっては、日程調整、会場の確保等の会議の開催に必要な庶務を担当する。</p> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>下記①～②を取りまとめた報告書</p> <p>①予期せぬ妊娠に対する相談の実態調査結果</p> <p>②予期せぬ妊娠に対する相談における課題</p> <p>なお、①及び②の実態調査等に用いた電子データセットを提出すること。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 母子保健指導専門官（内線 4980）

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題30	小さく生まれた赤ちゃんへの保健指導のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>我が国の出生における低出生体重児（出生時の体重が2,500g未満の乳児）の割合は9%を超えた状態で横ばいであり、多胎児の場合も低出生体重児として出生する場合がある。</p> <p>低出生体重児は、入院期間が長期化する傾向にあり、その後の発育・発達や健康管理等の面からも家族の不安は大きく、育児においても特有の困難さを抱えていると考えられ、きめ細かな支援が必要である。</p> <p>そこで、小さく生まれた赤ちゃん（低出生体重児等。多胎児を含む）とその家族の抱える不安やニーズ、生活状況等の実態を把握するとともに、母子保健事業で活用できる啓発資材、好事例集を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 小さく生まれた赤ちゃんとその家族に対する調査 妊娠・出産・子育ての不安、ニーズや生活状況、支援状況等についてアンケート等による調査を行うとともに、単胎児（低出生体重児等を除く）にも同様の調査を実施し、調査結果の比較を行う。</p> <p>(2) 小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）とその家族の抱える課題の整理 (1)の結果から、小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）とその家族が抱える課題について、ライフステージ別等に整理し、保健指導のあり方について検討を行う。</p> <p>(3) 母子保健事業で使用するための啓発資材の開発 両親学級や家庭訪問等で活用するための、小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）の成長・発達等に関する啓発資材を開発する。</p> <p>(4) 小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）を対象とした取組の好事例集の作成 自治体等における小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）を対象とした取組等についてヒアリングを実施し、好事例集を作成する（既存の調査を参考に対象自治体等の選定も可）。</p> <p>(5) 上記(1)から(4)を実施するための研究会を開催する。 ※実施主体が事務局となり、研究会を開催する。構成員は、当該課題に知見のある有識者、自治体職員、医療機関関係者、当事者などにより構成することとし、具体的な人選に当たっては母子保健課と相談の上決定する。その他、開催に当たっては、日程調整、会場の確保等の会議の開催に必要な庶務を担当する。</p> <p>その他、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>下記①～④を取りまとめた報告書</p> <p>①小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）とその家族のニーズ等調査結果</p> <p>②小さく生まれた赤ちゃん（多胎児を含む）とその家族の抱える課題</p> <p>③母子保健事業で活用する啓発用資材</p>

	④好事例集 なお、①及び②の実態調査に用いた電子データセット、③④については、加工可能な電子媒体も併せて提出すること。
担当課室・担当者	母子保健課 母子保健指導専門官 (内線 4980)

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題 3 1	妊娠・出産に当たっての適切な栄養・食生活に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>妊娠期及び授乳期は、母子の健康の確保のために、適切な食習慣に努めることが極めて重要な時期であり、厚生労働省においては、「妊産婦のための食生活指針」や妊娠可能な年齢の女性に対する神経管閉鎖障害発症リスクに関する通知を发出し、正しい情報の提供に努めてきたところである。しかし、若い女性においては、食事の偏りが大きいことや、やせの者の割合が減少しないこと、妊娠中においては、太りたくないと思望者が多いことなど、健康上の問題について改善の兆しが見えない。また、子どもにおいては、低出生体重児が減らないことや、神経管閉鎖障害の一つである二分脊椎は、1万出生当たり5～6人程度の発症が続き、減少が見られない。神経管閉鎖障害発症リスクの低減のために、妊娠初期に葉酸を摂取していた者の割合が2割に留まるとのデータもあり、改めて妊娠・出産に当たっての栄養・食生活に関する正しい情報提供の在り方を検討する必要がある。</p>
想定される事業の 手法・内容	<p>(1) 妊娠可能な年齢の女性及び妊産婦の栄養・食生活に関する実態調査 妊娠可能な年齢の女性及び妊産婦を対象に、栄養・食生活に関する必要な情報をどこから入手し、得た情報をどのように取舍選択しているかの情報リテラシーの実態とともに、妊娠・出産に当たって必要な栄養・食生活に関する情報のニーズについてアンケート調査を実施し、実態を把握する。</p> <p>(2) 医療機関等における妊産婦健診時の栄養・食生活に関する指導の実態調査 全国の妊産婦健診を実施している医療機関を対象に、健診時及び母親学級等における妊産婦を対象とした栄養・食生活に関する指導内容（アセスメント内容、指導の方法、指導に当たって活用しているガイドライン、媒体の状況 等）についてアンケート調査を実施し、実態を把握する。</p> <p>(3) 妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸に関する科学的根拠の更新 「神経管閉鎖障害の発症リスク低減のための妊娠可能な年齢の女性等に対する葉酸の摂取に係る適切な情報提供の推進について」（平成12年12月28日付け児母第72号・健医地生発第78号）の別紙において記載されている科学的根拠について、最新の質の高い知見を収集する。</p> <p>(4) 妊産婦等への正しい情報を啓発するための手法及び資材の開発 上記、(1) から (3) で得られた調査結果を基に、妊娠・出産に当たって必要な正しい栄養・食生活に関する啓発手法及び資材の開発を行う。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	下記①～④を取りまとめた報告書並びに「想定される事業の手法・内容」の(4)

	<p>で開発した資料の印刷物（3万部）及び加工可能な電子媒体を提出すること。</p> <p>なお、実態調査については、統計解析に用いたデータセットを提出すること。</p> <p>①妊娠可能な年齢の女性及び妊産婦の栄養・食生活に関する実態調査</p> <p>②医療機関等における妊産婦健診時の栄養・食生活に関する指導の実態調査</p> <p>③妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸に関する科学的根拠</p> <p>④妊産婦等への正しい情報を啓発するための手法及び資料</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 栄養専門官（内線4981）</p>

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

調査研究課題32	低出生体重による成人期生活習慣病を含めた疾病負担に関する研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>約10年間、日本における低出生体重児（出生時の体重が2,500g未満の乳児）の割合は9%を超えた状態であり、先進諸外国と比べても高値である。海外では低出生体重は成人期に発症する生活習慣病等の一部の発症率が上昇することが明らかとなってきており、周産期における疾病負担だけではなく、健康寿命を含めた生涯にわたる健康に大きな影響を与えている。北欧ではナショナルデータベースが構築されている。日本国内においては成人期までをカバーしたデータベースは存在しないため、低出生体重児の長期予後に関する国内のエビデンスは乏しい状況であり、国内でのエビデンスが求められている。</p> <p>海外を中心とした文献検索により低出生体重児における成人期に発症する慢性疾患等の健康課題の抽出を行う。また、国内においては周産期を起点とした長期的なデータベース構築のためのプラットフォーム作り、構築されたデータベースを利用し、試験的に同様の健康課題の抽出を行う。抽出した健康課題について、推測数理モデル等により生涯にわたる疾病負担を明らかにする。さらには文献検索により健康課題に対する介入方法の検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 海外を中心とした文献レビュー等により、低出生体重児における成人期に問題となる健康課題及びそのリスク因子を抽出する。</p> <p>(2) 国内データベースの連携により周産期を起点とした長期的なデータベース構築に向けた試行的なプラットフォームを作り、構築されたデータベースを利用し、試験的に健康課題及びそのリスク因子の抽出を行う。</p> <p>(3) 推測モデル等により、(1)及び(2)で得られた健康課題における疾病負担を明らかにする。</p> <p>(4) (1)及び(2)で得られた健康課題等に対する予防的介入法を検討する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>下記①～④を取りまとめた報告書</p> <p>① 文献レビュー及びコホート連携等により得られた低出生体重児における成人期に問題となる健康課題</p> <p>② 健康課題のリスク因子</p> <p>③ 低出生体重児における成人期に問題となる健康課題の疾病負担</p> <p>④ 本研究で抽出された健康課題に対する予防的介入方法</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4980）